

# 鳥取縣公報

縣 令

昭和十六年十二月二日  
第千二百八十九號

火 曜 日

本書ノ大キサハ國定規格A5列

## ◇鳥取縣令第六十八號

米穀管理規則施行細則左ノ通り改正ス

昭和十六年十二月二日

鳥取縣知事

八 田 三 郎

### 米穀管理規則施行細則

第一條 市町村農會(市町村農會ナキトキハ當該市町村以下同

ジ)米穀管理規則(以下規則ト稱ス)第一條ノ規定ニ依リ米

穀生産者(以下米作者ト稱ス)又ハ土地ニ付權利ヲ有スル者

ニシテ小作料トシテ米穀ヲ受クル者(以下地主ト稱ス)ニ對

シ左ノ方法ニ依リ管理米トシテ出荷セシムベキ米穀ノ數量ノ

割當ヲ爲シ毎年第一號様式ニ依リ一月三十一日迄ニ農事實行

組合等ノ部落團體ヲ通ジ當該米作者又ハ地主ニ通知スベシ但

シ適當ナル部落團體ナキ場合ハ直接之ヲ行フベシ

一 米作者ニ對シテハ米穀管理事務取扱員ノ調製シタル米實

收高ヨリ自家用保有米及小作料トシテ米穀ヲ納入スル者

ニ在リテハ其ノ數量ヲ控除シタル數量

二 地區内ニ居住スル地主ニ對シテハ其ノ居住スル地區内ノ

米作者ヨリ收受スベキ小作米ノ數量ヨリ自家用保有米ノ

數量ヲ控除シタル數量

三 地區内ニ居住スル米作者ヨリ小作米ヲ收受スベキ地區外

ニ居住スル地主ニ對シテハ其ノ小作米數量

四 前各號ヲ超エテ米作者及地主ニ於テ管理米トシテ出荷ヲ

申出デタルトキハ其ノ數量

前項ニ依リ管理米ノ割當通知ヲ受ケタル米作者又ハ地主ハ其ノ屬スル部落團體ヲ通ジ三日以内ニ第二號様式ニ依ル管理米出荷承諾書ヲ當該市町村農會ニ提出スベシ但シ適當ナル部落團體ナキ場合又ハ地區外ニ居住スル地主ニ在リテハ直接當該市町村農會ニ提出スルモノトス

米作者又ハ地主ハ正當ナル事由アル場合ノ外前項ニ依ル承諾ヲ拒ムコトヲ得ズ管理米ト爲スベキ米穀ニシテ第一項割當前ニ於テ既ニ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲シタル數量ハ管理米割當數量ヨリ控除スルモノトス

市町村農會第一項ニ依リ割當ヲ爲サントスルトキハ市町村長、産業組合長、農事實行組合等ノ部落團體長、農産物検査員、其ノ他米穀關係職員等ヲ以テ組織スル委員會ノ意見ヲ徵シ之ガ決定ヲ爲スベシ

第二條 市町村農會前條ノ割當ヲ終リタルトキハ五日以内ニ之ヲ知事ニ報告スベシ

數量ニ變更ヲ生ジタルトキ亦同シ

第三條 規則第二條第一項ノ規定ニ依リ管理米ニ押捺スベキ證明ハ第三號様式ニ依ル但シ特別ノ事情在ル場合ハ穀物検査規則第十一條ノ規定ニ依ル票箋ノ表面ニ第四號様式ニ依ル證明印ヲ

押捺シ第三號様式ニ依ル證明印ニ代フルコトアルベシ  
規則第二條第四號ノ規定ニ依リ當該官吏又ハ吏員ノ携帶スベキ票箋ハ第五號様式ニ依ル

穀物検査規則第十六條第二項ノ規定ニ依ル證明ハ之ヲ前項ノ證明ト看做ス

第四條 市町村農會ハ規則第五條ノ規定ニ依リ米作者又ハ地主ノ委託シ又ハ自ら保管スル管理米ニ付其ノ出荷ノ狀況ヲ明確ナラシムル爲メ第六號様式ニ依ル臺帳ヲ備ヘ所定ノ事項ヲ記載スベシ

第五條 市町村農會ハ管理米集荷配給狀況ヲ第七號様式ニ依リ毎月一日及十六日現在ヲ以テ各三日以内ニ知事ニ報告スベシ

第六條 米穀管理事務取扱員ハ擔當市町村ニ於テ集荷セラレタル管理米ノ保管場所別數量及其ノ移動ニ付様式第八號ニ依リ毎月一日及十六日現在ヲ以テ取纏メ各三日以内ニ知事ニ報告スベシ

第七條 規則第六條但書又ハ第七條但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスルトキハ其ノ理由ヲ具シ第九號様式ニ依ル申請書ヲ知事ニ提出スベシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年十一月二十二日鳥取縣令第七十號米穀管理規則施行細則ハ之ヲ廢止ス

第一號様式

年 月 日

市町村農會 會長 團

昭和 年 產管理米割當通知書

米穀管理規則第一條第一項ノ規定ニ依リ標記管理米左記ノ通り及割當候也

記

管理米割當數量

石 斗 升 合

參考 保有米量

石 斗 升 合

第二號様式

年 月 日

住 所 氏 名 團

市町村農會 會長 殿

昭和 年 管理米割當承諾書  
米穀管理規則施行細則第一條ノ規定ニ依リ割當相成候昭和 年 產管理米出荷方受諾ノ上左記計畫ニ依リ管理倉庫へ入庫可致候條然可御取計相成度候也

記

割當ヲ受ケタル 管理米出荷期限	同上出荷豫定數量	備 考
一月十五日迄	俵 斗 升	割當前既ニ出荷シタル數量 俵ヲ含ム
二月十五日迄	俵 斗 升	
三月十五日迄	俵 斗 升	
三月末日迄	俵 斗 升	
計	俵 斗 升	

第三號様式

包裝押捺印

標準寸法



縱横 肉色 六〇、六六、六九、赤色

第四號樣式

票箋押捺證印



標準寸法

縱 二種  
横 一、二種  
肉色 紫色

第五號樣式  
證 票 用紙、模造紙

裏 面 表 面

第 號 米穀管理事務取扱員證 職 氏 名 年 月 日交付 鳥 取 縣 國	第 號 米穀管理事務取扱員證 職 氏 名 年 月 日交付 鳥 取 縣 國
--	--

六 種

第六號樣式

住所	縣 市郡 町大字	氏名	
作付反別	反 畝	實收高	石斗升合
家族人員	五才迄 一人 六〇才迄 一人 六〇才迄 一人 増量ナキモノ 一人 増量ヲ受ケル男 一人 増量ヲ受ケル女 一人	小作入高米 石斗升合 小作入高米 石斗升合 納小入高米 石斗升合 差引實際 石斗升合	保 有 米 食用米 石斗升合 種子用米 石斗升合 其ノ他 石斗升合 計 石斗升合

月 日	管理米割當數量	管理米證印押捺數量	管理米解除數量	差引現在保管數量	同上保管場所	備 考

(附記) 保有米ヲ消費シ配給ヲ受クルニ至ル豫想月日ヲ備考欄末尾ニ記載スルコト

第七號樣式

昭和 年 月 日提出 管理米集荷配給狀況報告 昭和 年 月 前期分

鳥取縣知事 殿

郡市 町村 農會長 印

區 分	前期迄累計	今 期 分	果 計	備 考
管理米割當數量				
管理米證印押捺數量				





鳥取縣公報 第千二百八十九號 昭和十六年十二月二日 (第三種郵便物認可)

青	同	同	日	同	東	同	同	小	同	同	勝	同	同	正	同	吉	同	同	勝
谷			置		郷			鷺			部			條		岡			谷
町			村		村			河			村			村		村			村

田	中	谷	木	土	山	武	國	三	藤	尾	中	恩	池	木	楠	宮	谷	飯	海
中	田	口	村	居	本	部	森	谷	内	崎	林	田	原	下	田	野	口	田	墨

寬	玉	節	民	好	源		子	孫	幸	房	雄	精	勝	靜	正	正	繁	常	全
匡	平	藏	藏	惠	造	勳	郎	平	一	治	平	吉	造	藏	吉	一	一	治	迪

同	中	同	上	寶	明	同	酒	同	同	美	同	逢	同	中	同	日	同	湖	同
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

	北		郷	木	治	津		穗		坂		郷		置		山			
	條		村	村	村	村		村		村		村		村		村			

前	前	米	倉	谷	德	加	世	澤	林	林	山	森	加	廣	長	棚	影	田	山
田	田	田	本	川	田	納	古	田			根	藤	富	川	田	井	中	田	

守	岩	伊	正	壽	義	清	教	磨	仲	尙	瑞	好	辰	義	重	義	勝	道	清
太	藏	郎	則	雄	延	治	順	夫	治	夫	幹	朝	次	久	信	雄	治	夫	郎

丹	佐	入	國	同	河	同	同	智	同	用	中	同	同	若	同	大	同	同	安
比	治	上	中		原			頭		ヶ	私			櫻		御			部
村	村	村	村		町			町		瀬	都			町		門			村

杉	中	西	三	荻	谷	高	植	横	小	安	衣	中	岩	桑	石	波	内	中	尾
原	谷	尾	木	原	口	木	木	河	倉	部	笠	島	村	原	破	野	田	村	崎

豐	明	駒	秀	豐	好	誠	福	倉	秀	巽	壽	政		正	正	龜	英	源	鉄
治	治	藏	胤	三	藏	哉	作	藏	藏	三	雄	實	胖	明	治	藏	治	入	郎

同	大	同	千	同	豐	同	大	同	瑞	同	末	同	鹿	同	大	同	松	同	神
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

	和		代		實		郷		穗		恒		野		正		保		戸
	村		水		村		村		村		村		町		村		村		村

中	中	波	山	德	繩	西	西	中	富	竹	田	田	原	桐	前	福	北	牛	懸
村	村	當	形	田	田	尾	田	原	山	本	中	中	田	林	島	田	脇	尾	隨

峰	伊	武	長	常	源	善	五	政	長	貞	久	正	武	久	熊	源	永	清	保
藏	吉	勢	太	規	郎	一	美	郎	太	一	秋	後	彦	松	郎	衛	治	郎	信

鳥取縣公報 第千二百八十九號 昭和十六年十二月二日 (第三種郵便物認可) 一〇



同	大	同	上	同	法	同	中	同	大	同	高	同	成	同	東	同	夜	同	名
高	高	長	長	勝	勝	濱	濱	幡	幡	麗	麗	實	實	實	長	見	見	秋	秋
村	村	田	田	寺	寺	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村

川	表	板	遠	坂	內	松	足	中	野	諸	松	佐	內	塚	井	足	松	林	松
上	井	藤	口	田	本	立	會	坂	遊	南	藤	藤	田	上	立	本	原	村	村

角	武	一	長	定	貞	積	正	盛	速	康	政	乙	薰	義	周	芳	政	惣	太
郎	雄	幸	作	治	知	善	榮	郎	水	英	好	倉	亮	一	久	一	登	吉	郎

同	米	同	日	同	黑	同	同	福	多	同	日	入	御	大	巖	境	外	崎	同
澤	光	坂	榮	里	野	鄉	來	山	江	津	村	村	村	村	村	村	村	村	村

大	加	清	中	山	島	門	長	伊	寶	舟	山	小	脇	德	黑	松	南	松	吉
岩	藤	水	島	形	田	原	川	田	石	越	田	西	坂	岡	田	下	家	本	木

八	勝	龜	萬	順	元	文	精	仙	弘	雄	林	貞	熊	包	道	保	正	令	次
郎	五	利	藏	藏	康	郎	而	郎	一	郎	造	幹	郎	美	藏	孝	人	郎	郎

光	同	同	春	同	同	淀	同	同	大	同	渡	同	同	日	逢	同	所	同	上
德	日	江	和	吉	坂	津	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村

二	奧	森	奧	吹	安	倉	高	平	井	築	庄	加	山	益	福	門	門	村	足
宮	谷	田	田	野	藤	光	濱	林	上	谷	司	納	根	田	留	脇	脇	田	立

金	令	喜	貞	常	貞	清	善	正	敏	貞	德	啓	安	政	章	道	梅	正	吉
助	藏	郎	重	一	一	六	藏	雄	勉	雄	市	市	一	正	治	郎	慶	郎	吉

同	彦	同	富	同	幡	同	大	同	同	和	同	同	五	同	大	同	同	天	同
名	益	鄉	津	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村

松	柴	中	永	小	奧	本	安	橋	大	安	深	生	吉	前	龜	畑	佐	上	淺
本	田	島	見	村	田	池	田	本	倉	藤	田	田	村	田	尾	田	伯	村	井

元	米	平	雄	英	甚	信	英	武	修	武	忠	傳	善	丹	義	忠	董	幹	幹
善	市	衛	孝	三	重	一	藏	一	雄	一	雄	三	郎	一	士	治	義	董	幹







00586

◇鳥取縣告示第九百三十二號

昭和十五年八月鳥取縣告示第六百六十七號中左ノ通變更認可セリ

昭和十六年十二月二日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

米俵ノ項ヲ左ノ通變更ス	受渡場所	單位	販賣價格	備考
種 別				
米 俵 (内 俵)	生産者庭先渡	一俵ニ付	圓 三三	棧俵付
外 俵 (同 )	同	同	一五	
同 (三本繩複式)	同	同	四三	棧俵付
實施ノ日	昭和十六年十二月二日			

◇鳥取縣告示第九百三十三號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ構成員タル資格ヲ有スル者ニシテ構成員ニ非サル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十五年八月鳥取縣告示第六百三十二號ハ之ヲ廢止ス

昭和十六年十二月二日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

一 組合其ノ他之ニ準ズルモノ、名稱及地區

00587

(イ) 名 稱 鳥取縣副業協會  
(ロ) 地 區 鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ副業品ノ製造及販賣ヲ營ム者

三 價格等統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

四 認可ニ附シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

(ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ構成員ノ營業所ニ揭示スベシ

(イ) 額

本 縣 產 壘 表 單位一枚

品 種 等級 量 目 製造業者最高販賣價格 販賣業者最高販賣價格 備 考

品 種	等級	量 目	製造業者最高販賣價格	販賣業者最高販賣價格	備 考
綿絲堅引通京間	特	四三〇 匁以上	圓 一四〇	圓 一五一	麻絲堅ハ三〇錢上ゲ
同	一	四〇〇同	一三一	一四一	同
同	二	三七〇同	一三一	一三一	同
同	外	三四〇同	一三四	一三三	同
綿絲堅引通五入	特	四〇〇同	一三三	一三三	麻絲堅ハ二五錢上ゲ
同	一	三七〇同	一三五	一三四	同

00588

品 種	規 格	重 量	格		單 位 一 枚		
			製造業者最 高販賣價格	卸賣業者最 高販賣價格			
同	二	三四〇同	一、〇七		一、一六		
同	外	三一〇同	、九九		一、〇七		
綿絲駝飛込京間	特	四六〇同	一、〇七		一、一五		
同	一	四三〇同	一、〇一		一、〇九		
同	二	四〇〇同	、九五		一、〇二		
同	外	三七〇同	、八九		、九六		
同	特	七六五同	一、八〇		一、九四		
麻絲豎中繼表	別	六九〇同	一、七〇		一、八三		
同	一	六二〇同	一、六五		一、七八		
同	二	五三〇同	一、五一		一、六三		
同	並	四六〇同	一、四四		一、五五		
同	下	四二〇同	一、四〇		一、五一		
同	外	三八〇同	一、三〇		一、四〇		
本 縣 産 莫 産							
不組莫産	三尺	五尺	一〇〇	以上	三四、〇	錢	小賣業者最 高販賣價格
耳組着莫産	同	同	同	同	四三、七	錢	
耳組小莫産(中着)	三、五	二	五〇		二七、〇	錢	

00589

鳥取縣告示第九百三十四號

昭和十六年五月鳥取縣告示第三百七十八號(石油類販賣價格指定ノ件)中左ノ通改正ス  
昭和十六年十二月二日

鳥取縣知事 入 田 三 郎

- 一 本表價格ハ鳥取縣副業協會ノ検査ニ依リ等級(莫産ニアリテハ合格証)ヲ附シタルモノ、價格トシ以外ノモノハ同品種ノ最下級ノモノ、價格ノ二割下ゲトス
  - 二 本表價格ハ賣主庭先又ハ店先渡ノ價格トス
- (ロ) 實施ノ日 昭和十六年十二月二日
- 九 容器貸ニテ販賣スル場合ノ容器貸貸期間及其ノ期間經過後ノ貸貸料ノ項(イ)及(ロ)中ニ石油共販株式會社ヨリ鳥取縣石油販賣株式會社(貸貸ノ場合)トアルヲ
- 一 石油共販株式會社ヨリ鳥取縣石油販賣株式會社又ハ鳥取縣信用購買販賣利用組合聯合會及鳥取縣漁業組合聯合會(貸貸ノ場合)ニ改ム

00590

彙

報

貯蓄實踐強調運動

十二月四日より同十三日まで

(振興課)

支那事變の目的を完遂し、緊迫せる國際情勢に對處するため戰時体制の急速なる整備をすることは現下緊喫の要務である。しかしてこれが所要資金の調達上は勿論、購買力吸収の見地から見るも貯蓄増強の必要は愈々緊切であつて、その成否は洵に戰時財政經濟の圓滑なる運営如何の岐れる所である。

依つて此の際本縣ではこゝに貯蓄實踐強調運動を起して舉縣一致更に貯蓄報國の念を振起し、戰時生活を確立して貯蓄の實踐に努め、以て時艱の克服に邁進することとし、運動期間を十二月四日木曜日より同月十三日土曜日までの十日間として次の実施要領により實施することとなつた。

◆ 實施要領

- 1 「昭和十六年國民貯蓄獎勵要綱(國)」及び「鳥取縣昭和十六年度國民貯蓄獎勵實施要目」に基き、左の事項に重點を置いて國民貯蓄實踐運動の強化促進を圖ること。
- 2 緊迫せる國際情勢に照應する鞏固なる戰時生活の確立及び貯蓄増加の重要性の、愈々増大し來れることを一般に徹底せしめること
- 3 道府縣・市町村・會社工場鑛山・商工關係團體・農林水産關係團體・國民貯蓄組合及び金融機關團體等に於ては、貯蓄實踐に再檢討を加へて一段と成績の向上に努め、必ず目標額以上の成果を期すること
- 4 戰時貯蓄の目的より見て組合貯蓄の特に重要な所以を強調し、以て國民貯蓄組合の發達強化を圖ること
- 5 年末に於ける収入増加の實情に即し、特に貯蓄率の引上を行ふ等年末購買力吸収手段を講ずること
- 6 賞與國債支給運動の趣旨徹底を圖ること
- 7 時局の緊迫化に伴ふ貯蓄の障害となるべき言動の除去に努め

00591

ること

◆ 實施上の注意

- 1 本運動の實施に當りては各地方の實情に應じ、適切なる實施計畫を樹て効果の萬全を期すること
- 2 都市方面並に股販産業關係者及び大所得者の實踐を特に促進すること
- 3 本運動期間中は特に各方面に亘り、戰時生活の確立及び貯蓄實踐に背馳するが如き事項を極力抑制すること
- 4 特別の事情ある地方に於ては本運動の期日を多少變更するも差支なきこと。變更したときは其の旨縣に報告のこと

事變國債と隣保消化

國難突破は國債消化が第一  
各隣組の率先購入を期待す

(振興課)

戰爭は急激に多量の兵器彈藥や食糧を必要とし、今回の事變に要した戦費は直接戰爭に必要な金額だけで本年春の議會提出分ま

でが二百二十三億三千五百餘萬圓に達し、今回の第七十七議會に提案可決された三十八億圓を加へると臨時軍事費のみで二百六十一億餘圓の巨額となるのであつて、日清戰爭の二億五千萬圓日露戰爭の十九億圓に較べて、今回の戦費が如何に莫大な額であるかが想はれる。

しかし第一次歐洲大戰に於ては英國が七百十九億五千萬圓、佛國が五百七十一億八千八百萬圓、獨逸が六百六十六億五百萬圓の戦費を要したといふから、我が國としてはまだしつかり覺悟を固くしなければならぬわけである。

さて、この巨大な戦費を税金のみによつて賄ふといふことは到底出来ないことであつて、現在我が國では、この今春の第七十六議會協賛分までの二百二十三億三千五百萬圓中、その八割七分即ち百九十四億六千萬圓を國債によつて賄はれてゐるのである。なほ、事變國債はかりでなく我が國全体の國債額についていふと、本年六月末に於て三百十八億圓餘(うち外國債十二億餘圓)であつて、これを人口一人當りにすると英國千八百六十四圓、米國四百二十九圓、獨逸五百七圓といふに對し、我が國では三百三圓に當つてゐる。

しかし何といつても二百六十億といふ國債は頗る巨大な金額で

00592

あつて、この國債は主として日本銀行引受の方法によつて發行されて居るのであるが、日本銀行ではその相當額を政府に通貨で支拂ひ、政府はその金で種々の支拂をするのだから、國內には國債發行による金額だけ世間に手廻ることになり、従つて民間に通貨がそれだけ多くなるのであるから、さなくとも物資不足の折柄民間に通貨が多くなるといふことは自然國民の購買慾を盛にして物價はいよゝ騰貴することになつて、所謂悪性インフレーションを誘導することになるわけである。

然るに物價騰貴は國民の生活を苦しむばかりでなく、政府の豫算は増大して國債發行額は益々多くなり、この悪循環の結果は遂に通貨に對する信用をなくし、經濟機構を根本から覆すこととなつて遂に國家の滅亡を來すにも至ることは、前世界大戰當時に於ける獨逸の例によつて、我等が想ひ起す生々しい事實である。この悪性インフレーションを防止する方法としては國民消費の抑制、國民貯蓄の増強、特に全國民の積極的な國債消化以外に方法はない。吾々はこの日本銀行の引受けた國債を買ふことによつて、通貨を日本銀行に戻さなければならぬのであつて、かくて政府の發行した國債は國民の手に残つて、國民は戰爭遂行の爲に政府に金を用立て、政府は戦後にぼつ／＼この金を償還することになるから、國家の財政は極めて順調に經理、れて、幾百億の

戰費の需要もこれを賄ひ得ることとなるのである。支那事變勃發以來吾々國民の努力により、この國債は既に相當多額が消化されて來てゐるのであつて、本年六月末日までの發行額二百一十一億六千四百五十萬圓に對して、約八割五分の百七十九億四千四百三十萬圓が消化せられてゐるが、なほ日本銀行に残つてゐる國債も相當あるので、吾々は今後一層の努力を以て新しく發行される國債ばかりでなく、これまで日本銀行に残つてゐる國債をもこれを消化するやうにしなければならぬのである。

國債は現在凡そ一ヶ月置きに郵便局から賣出されてゐるが、この國債には利札附國債と割引國債の二つがある。利札附國債は二十五圓券・五十圓券・百圓券・五百圓券・千圓券の五種類で、賣出値段は額面百圓につき九十八圓、償還期は十七年後である。割引國債には十圓券と二十圓券の二種があり、十圓券は七圓、二十圓券は十四圓で買ふことになつてゐて、十年後に於て額面通りの償還が行はれる。つまり差額の三圓又は六圓が利子に相當する。利札附國債の利率は年三分五厘であるが、賣出値段が額面金額より低から利廻りは年三分六厘五毛となる。しかし國債の利子には利子額の百分の四の分類所得税がかかるから、これを差引けば利廻りはやはり年三分五厘餘となる割引國債は十圓を七圓で賣出すのだから其の差額三圓の利子はやはり利廻り年三分五厘餘に

00593

なる。(つまり百圓の國債に對して一年に三圓五、尙餘の利息がつかわけである。然るに他の貯金の利廻りは大抵これより低く支那事變國債 三分五厘 三分五厘一毛  
郵便貯金 普通 二分七厘六毛 二分七厘六毛  
五年掛置 三分四厘 三分四厘(十二月)  
以上掛置 三分四厘(一日より)  
定期預金 甲種 三分三厘 二分九厘七毛  
乙種 三分四厘 三分〇厘六毛  
(利廻は分類所得税控除のもの)

であるから、一般の貯金より有利である。そして國債は國家に對して債權を有するわけであるから、貯蓄としてこれ程確實なものはない。  
なほこの外に貯蓄債券及び戦國債券があるが、これは日本勸業銀行から賣出されるものであつて、その賣上代金は總て大藏省預金部に預け入れられ、大藏省預金部ではこれを全部國債の消化に向けるから、結局國債を買ふと同じ結果になる。

縣ではこの國債消化の一方法として、最近事變國債隣保消化運動要項及び支那事變債券消化促進實施要項を決定し、縣に割當てられた國債及債券の消化目標額の八割を隣保消化目標額として、

擔稅力を主としこれに戸數・産業状態・既往の實績等を參照して市町村に割當て、市町村は更に部落會、町内會又は隣保班に割當て、郵便局及日本銀行支店と協力して消化目標の達成に邁進することとなつた。

これは、國債消化については一億國民の一人々々擧つて銃後國民としての重大責務、戰費負擔に當らねばならぬのであるが、これには全國約百二十三萬の隣組がその責を果すことが重要であつて、隣保同志がお互に常會で申合せてこの國債を買ふことが一番買ひよい方法であり、又最も意義深いことであるからである。それに國債を買ふことはそれだけ自分の財産を殖すことになるのであるから、隣組のお蔭で知らず／＼の間に自分の資産が殖えることともなる。

今、全國の世帯が各々百圓の國債を買ふとすると、飛行機で一萬二千機、小銃彈なら三百十八億發が出来るといふ。我が國では一般の人々が直接に國債を持つてゐる金額はまだ／＼少く、現在國債の半額以上は銀行等の金融機關、約三割を郵便貯金等の集つた大藏省預金部や簡易保険その他政府の特別會計で持つて居り、一般の人々が直接に持つてゐる國債は全体の一割程度に過ぎないのであるから、(英國は全國債の五割、米國は三割を一般人が所有してゐる)國民の覺悟次第ではまだ／＼國債の直接消化は大い

に期待出来るわけである。

◆  
 今度政府では國民貯蓄組合法を施行して、積極的に隣組に依る貯蓄の奨励に乗り出すことになつてゐて、我々の居住してゐる町内會・部落會乃至は隣保班・隣組も當然貯蓄組合として一つの單位となることとなつたのであるが、この隣組の貯蓄組合で申合せて國債を買ふといふことは實に恰好の貯蓄方法と考へられる。なほ貯蓄組合で買つた國債を組合長の證明書をつけて二年以上郵便局に保管を委託し、又は日々銀行に登録國債として預けて置けば額面三千圓までは分類所得税が免除されるから、この場合には利廻が三分六厘五毛となつて一層有利になるわけでもある。

我が國はいま世界の動亂の中にあつて、毅然として聖戰に邁進してゐるのであるが、その爲には益々軍備を固めて高度國防國家体制を確立しなければならぬ。従つて國民はこの乘るか反るかの重大時期に於て、緊縮一番一段の節約を行つて、出来るだけ否それ以上出来ないところをも出来させて國債の消化に努めなければならぬ。

今回の本年度臨時軍事費追加三十八億圓、その他一般豫算の増額に伴ひ、我が國民本年度貯蓄増加目標額百三十五億圓を更に三十五億圓を増加して、百七十億圓に決定(本月、十二日國民貯蓄

獎勵委員會)したが、この増額の結果十二月から三月までの四月に實現せねばならぬ國民貯蓄額は八十億圓に達するのであつてこれを月割にすると毎月二十億圓、一億國民一人當り老幼を問はず平均月額二十圓の貯蓄を必要とするのである。國際情勢いよゝ緊迫して、我が國は更に一〇大覺悟を要するとき、吾々は是非生活の大緊縮を行つてこの大貯蓄を敢行しなければならぬ。本縣では別項記載の如く、来る四月より十三日に至る十日間を貯蓄實踐強調實施期間として、國民貯蓄實踐運動の強化促進を図ることとしてゐるのであるが、縣民各位は充分以上の趣旨を体得して、各隣組の國債消化に舉縣一致全力を傾注して奮進されるやう切望する次第である。

### 鳥取縣米第二回豫想收穫高

#### 五十四萬七千七百十石

第一回調査より更に六萬九千二百石  
 前年實收高より十九萬五千七百石減

(統計課)

本縣の米の收穫は先にも記したやうに、六月以降の陰鬱な天候による低溫寡照且つ降水量の過多と、稻熱病の發生等により相當

の減收が豫想せられ、九月二十日現在による第一回豫想收穫高調査に於ては六十二萬六千石となつて、前年の實收高より約一割七分減と推定されてゐたのであるが、其の後まほ天候は概して低溫寡照を續け、又晩稻の開花期に於て降雨多く、稔實不良を來したものが多ければかりでなく、全般的な稻熱病及び颱風の影響は逐次増大を加へ、鎌入を行つた結果は意外に不良であつて、十月末日現在を以て調査した本年第二回豫想收穫高によると、第一回豫想より更に一割一分二厘の六萬九千二百二十石といふ減少を示して五十四萬七千七百十石となつてゐる。

しかししてこれを前年の實收高に較べると十九萬五千七百十石(二割六分三厘)の減收となり、前五ヶ年平均實收高に較べると十七萬五千七百十二石(二割四分三厘)を減少してゐるのであつて、時局遂行上食糧増産の要愈々切なるものある今日、この減收豫想を見ることは實に遺憾の極みである。従つて今後麥の増産その他各種食糧農産物の生産については、農家各位はまず一〇懸命なる奮闘を必要とすると共に、一般消費者に於ても極力その節約を勵行して、戦時下國民食糧の確保に邁進されるやう切望にたえぬ次第である。

以下郡市別第二回豫想收穫高、及び最近五ヶ年間の實收高を掲げて各位の参考とする。

郡市	豫想收穫高		前年實收高		△印減 前五ヶ年平均 實收高ニ比シ
	第一回豫想 收穫高ニ比シ	増	前年實收 高ニ比シ	減	
總數	五十四萬七千七百十石	△六二、三〇〇	△九五、七〇〇	△一七、七〇三	
鳥取市	一四、七〇〇	—	△四、九〇〇	△三、七〇〇	
米子市	一一、〇〇〇	△三、一〇〇	△五、一〇〇	△五、八〇〇	
岩美郡	五、三〇〇	△八、三〇〇	△三、四〇〇	△一九、〇〇〇	
八頭郡	七、三〇〇	△一一、〇〇〇	△三、六〇〇	△二六、九七五	
氣高郡	六、〇〇〇	△一四、三〇〇	△三、九〇〇	△三〇、七五〇	
東伯郡	一五、五〇〇	△一九、三〇〇	△四、三〇〇	△四八、二〇〇	
西伯郡	二九、八〇〇	△九、二〇〇	△三、三〇〇	△三三、四〇〇	
日野郡	五、九〇〇	△三、七〇〇	△一四、五〇〇	△一七、七〇〇	
▽最近五ヶ年間の平均實收高					
昭和十一年			七二一、九八〇	石	
同十二年			六九六、四五四		
同十三年			七三六、〇〇八		
同十四年			七二一、八五〇		
同十五年			七四二、八二〇		
自昭和十一年至同十五年			七二二、八二二		
昭和十六年第一回豫想收穫高	六一六、三三〇				
昭和十六年第二回豫想收穫高	五四七、一一〇				

# 兵器献納資源回收 運動醜出金報告

金額	町村名
一金六圓八拾貳錢	東伯郡長瀬村
一金貳拾四圓五拾五錢	西伯郡外江村
一金五圓參拾九錢	東伯郡宇野村
一金拾參圓拾錢	東伯郡上小鴨村
一金拾四圓五拾五錢	東伯郡下北條村
一金壹圓七拾參錢	東伯郡浦安村
一金五拾五圓參拾五錢	岩美郡岩井町
一金拾四圓四拾七錢	氣高郡明治村
一金七圓參錢	八頭郡上私都村
一金六圓參拾五錢	日野郡福榮村
一金拾九圓八拾錢	東伯郡中北條村
一金參拾四圓貳拾錢	東伯郡旭村
一金拾壹圓六拾錢	日野郡米澤村
一金四圓六拾參錢	東伯郡淺津村
一金八拾圓	東伯郡上北條村
一金六圓貳錢	東伯郡矢送村

一金拾六圓七拾參錢 岩美郡小田村  
 一金五圓九拾九錢 八頭郡船岡村

## ◎行旅死亡人

- 一本籍、住所、氏名、年齢、職業、不詳  
推定年齢三十歳位、男、一見商店員風
- 二特 徴 身長五尺一、二寸位  
全身腐爛シ骸骨化シタルヲ以テ相貌等一切不明ナルモ残存セ  
ル上顎ニ金歯一本白金歯四本ノ義歯アリ、下顎骨脱離シ發見  
セズ
- 三着 衣 縦縞模様ノ裃天、開襟シャツ(汚損シ色判明セ  
ザルモ大體白色ノ如シ)セル平ズボン(黒、紺ノ判明付カ  
ズ)バンド二本(ズボン用裃天用各一本)
- 四 所持金品 ナシ
- 五 死體假埋葬年月日及場所  
昭和十六年十月十九日 音更村下土幌共同墓地
- 六 取扱者 北海道河東郡音更村長  
右溺死體(死後三十日以上経過)ハ昭和十六年十月十八日午前十  
一時頃河東郡音更村下土幌十八號地先ノ十勝川右岸砂場ニ於テ發  
見シ檢視濟ノ上引渡シヲ受ケタルモ本籍、住所、身元、縁故者等  
一切不明ニシテ引取人ナキヲ以テ前記ノ通り假埋葬ニ附シタリ  
右心當ルノ向ハ直接該村長宛照會相成度

昭和十六年十二月二日印刷  
昭和十六年十二月二日發行

發行者 鳥取縣鳥取市東町 鳥取縣  
印刷所 鳥取縣氣高郡大正村大字古海 鳥取刑務支所